

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
416	<p>第3節 変更の登記 第1款 取締役等の住所・氏名 等の変更の登記 一 氏名の変更の登記 関連知識 ②</p>	<p>重任登記を申請する場合、当該役員の登記した氏名と新たに登記すべき役員の氏名が異なる場合は、同一人であることが議事録から明確であっても、氏名の変更・更正登記の申請が必要となる(登記研究390号94頁)。</p> <p>を削除</p>	<p>重任登記を申請する場合、従来は当該役員の登記した氏名と新たに登記すべき役員の氏名が異なる場合は、同一人であることが議事録から明確であっても、氏名の変更・更正登記の申請が必要とされていたが(登記研究390号94頁)、現在では、氏名の変更又は更正の登記をしないまま、直接改名後の氏名で重任の登記をすることができるとして取り扱われているようである。この場合、議事録その他の書類(変更を証する書面)により同一人であることが明らかであることを要する(ハンドブックP422)。</p> <p>を追加</p>	26/5